



## ヒカル WiFi 無制限プラン サービス契約約款

【2023年9月29日改訂版】

### 第1章 総則

#### 第1条 約款の適用

株式会社 ARCATHLINK（以下「当社」といいます。）は、ヒカル WiFi 無制限プラン サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）により、ヒカル WiFi サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスの利用を希望する方（以下「契約者」といいます。）は、この約款の規定を確認し、内容につき承諾した上で、本サービスを利用するものとします。

#### 第2条 約款の変更

1. 当社は、民法第548条の4の規定により、一般の利益に適合するときや、契約をした目的に反せず、かつ、合理的と認められる範囲でこの約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
2. 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合は、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

#### 第3条 約款の掲示

当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

#### 第4条 用語の定義

この約款においては、以下の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、本サービスに係る契約に基づいて使用されるもの
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備

9	ヒカル WiFi 基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下同じとします。）第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備
10	5G 基地局設備	無線設備規則第49条の29の2に定める条件に適合する無線基地局設備
11	CDMA 基地局設備	無線設備規則第49条の6の3、第49条の6の4及び第49条の6の5に定める条件に適合する無線基地局設備
12	LTE 基地局設備	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する無線基地局設備
13	Wi-Fi 基地局設備	無線設備規則第49条の20に定める条件に適合する無線基地局設備
14	WiMAX 機器	WiMAX 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
15	WiFi 機器	ヒカル WiFi 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
16	WiMAX 2+回線	無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する電波を用いて WiMAX 2+基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
17	LTE 回線	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する電波を用いて LTE 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
18	Wi-Fi 回線	Wi-Fi 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
19	認証情報	本サービスの提供に際して契約者を識別するための情報であって、WiMAX 機器又はハイブリッド機器の認証に使用するもの
20	SIM カード	電話番号その他の情報を記憶して WiMAX 2+機器に装着して使用する IC カードであって、本サービスの提供のために当社が契約者に貸与するもの（UIM カードを含みます。）
21	契約開始日	「【ヒカル WiFi】 ご契約・登録内容のご案内」に記載されたご契約開始日となり、本サービスの提供開始日は、当社より無線機器を出荷した日を契約開始日及び課金開始日とします
22	料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
23	WiMAX サービス	UQ コミュニケーションズ株式会社の WiMAX 基地局設備を用いて当社の電気通信事業者が提供する電気通信サービス
24	提携事業者	KDDI 株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社
25	セッション	当社又は提携事業者の電気通信設備において無線機器に係る IP アドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の割り当てを維持している状態
26	グローバル IP アドレス	当社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその他 IP アドレスを管理及び指定する事業者が割り当てる IP アドレス
27	プライベート IP アドレス	グローバル IP アドレス以外の IP アドレス
28	CDMA 通信	CDMA 回線により行われる通信
29	WiMAX 2+通信	WiMAX 2+回線により行われる通信
30	5G 通信	5G 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
31	LTE 通信	LTE 回線により行われる通信

32	スタンダードモード	当社所定の Web サイトに掲載しているスタンダードモードに係る区域における WiMAX 2+通信、5G 通信及び LTE 通信
33	プラスエリアモード	当社所定の Web サイトに掲載しているプラスエリアモードに係る区域における WiMAX 2+通信、5G 通信及び LTE 通信
34	ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
35	電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
36	消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
37	サポートセンター	(1)本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
38	サポートサイト	本サービスの契約者専用サイト

## 第2章 本サービスの種類

### 第5条 本サービスの種類

1. 当社より本サービスの提供を受けることを希望される場合は、当社と会員契約を締結する必要があります。会員契約は定期契約に限られます。なお、通信サービスの内容は以下のとおりとします。

サービスの種類	内容
WiMAX+5G サービス	当社が無線基地局設備と契約者が指定する無線機器（5G 通信を行うことができるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する WiMAX サービス
WiMAX2+サービス	WiMAX+5G サービス以外の WiMAX サービス

2. 契約者は、本サービスの種類に応じて、次表に定める通信モード（それぞれ同表の右覧に定める通信を利用可能とする無線機器の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じとします。）を選択することができます。

ヒカル WiFi の種類	通信モード	利用可能な通信
WiMAX+5G サービス	スタンダードモード	当社所定の WEB サイトに掲載しているスタンダードモードに係る区域における WiMAX2+通信、5G 通信及び LTE 通信
	プラスエリアモード	当社所定の WEB サイトに掲載しているプラスエリアモードに係る区域における WiMAX2+通信、5G 通信及び LTE 通信

## 第3章 会員契約

### 第6条 会員契約の単位

当社は、会員契約に係る 1 の申込みごとに 1 の会員契約を締結します。この場合は、契約者は、1 の会員契約につき 1 人又は 1 法人に限ります。

### 第7条 会員契約申込みの方法

1. 会員契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をその本サービスのサポートセンターに提出していただきます。ただし、Web エントリー（当社所定の Web サイトを経由して、当社が定める契約事項を当社の指定する方法に従い当社に送信することをいいます。以下同じとします。）により会員契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。また、当社の電話による料金契約確認を行った場合はその限りではありません。
2. 前項の場合において、会員契約の申込みをする者は、その申込みと併せて、その会員契約に属する料金契約の申込みを行っていただきます。

## 第8条 会員契約申込みの承諾

1. 当社は、会員契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。
2. 当社が、会員契約の申込みを承諾する日は、当社所定の方法により会員契約の申込みを受け付けた日とします。
3. 当社は、本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、以下の場合は、その会員契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1)第7条（会員契約申込みの方法）に基づき申込みされた内容に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
  - (2)当社が提出を求める書類を提出しない等、第7条（会員契約申込みの方法）に定める方法に従わないとき。
  - (3)本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
  - (4)会員契約の申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
  - (5)第65条（契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
  - (6)会員契約の申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除又は本サービスの利用を停止された会員契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。
  - (7)会員契約の申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者であるとき、又は反社会的勢力であったと判明したとき。
  - (8)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき。
4. 当社は、前項の規定により、会員契約の申込みを承諾しないときは、予め申込者にその理由等を当社所定の方法で通知します。

## 第9条 サービス提供開始日及び契約期間

1. 本サービスのサービス提供開始日は、ご契約後端末を発送した日（以下「提供開始日」といいます。）とします。
2. 契約者は、会員契約を解除しようとするときは、当社ホームページに定める手順に従い、届け出ていただきます。この場合は、毎月25日までにサポートサイトから申請いただくか、当社サポートセンターに電話にて通知のあったものについては当該通知のあった月の末日に、毎月26日以降にサポートサイトから申請若しくはサポートセンターに電話にて通知のあったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に会員契約の解除とします。

## 第10条 契約者回線の追加

契約者は、新たに契約者回線（Wi-Fi回線を除きます。）の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

## 第11条 契約者の氏名等の変更の届出

1. 契約者は、契約者連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかに本サービスのサポートセンターに電話又はサポートサイトより届け出るものとします。
2. 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
3. 契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社又は当社提携の債権回収会社はその契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべきときにその契約者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意していただきます。
4. 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社又は債権回収会社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
5. 前2項の場合において、当社又は債権回収会社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定により契約者に通知等を行う必要がある場

合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

## 第12条 会員契約に基づく権利の譲渡の禁止

契約者が会員契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

## 第13条 契約者の地位の承継

1. 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、その本サービスのサポートセンターもしくはサポートサイトに届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
4. 契約者は、第1項の届出を怠った場合は、第11条（契約者の氏名等の変更の届出）第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

## 第14条 契約者が行う会員契約の解除

契約者は、会員契約を解除しようとするときは、当社ホームページに定める手順に従い、届け出ていただきます。この場合は、毎月25日までに当社に電話又はサポートサイトより通知のあったものについては当該通知のあった月の末日に、毎月26日以降に当社に電話にて通知のあったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に会員契約に解除とします。

## 第15条 当社が行う会員契約の解除

1. 当社は、第43条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その会員契約を解除することがあります。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第43条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないでその会員契約を解除することがあります。
3. 前2項の規定にかかわらず、当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。
4. 当社は、第1項又は第2項の規定により、停止処理を一度でも行ったことがある契約者の場合、その会員契約を通知することなく会員契約の解除をすることができます。

## 第16条 会員契約の終了

会員契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときは、その状態の発生と同時に終了するものとします。

## 第17条 初期契約解除制度

1. 個人名義にてご契約いただいた契約者は、本サービスの**契約書面を受領した日から起算して8日以内**にサポートサイトからの申請又は書面により、初期契約解除を行うことができます。

※法人名義の契約者は対象外となります。

この効力はサポートサイトからの申請がなされたとき、又は書面が当社指定住所へ発送されたときに生じます。

また、**契約書面を受領した日から起算して8日以内**に**端末一式を発送いただくことが必須**となります。

書面にて本契約の解除を行う場合には、所定のフォーマットをご用意いただき、必要事項を記載し、端末一式を同梱の上、8日以内に当社への発送が必須となります。フォーマットはご契約者専用サイトより印刷してご利用ください。

本サービスでは、ヤマト運輸デジタル返品・発送サービスを導入しております。

[ヤマト運輸デジタル返品・発送サービス](#)の入力画面からお客様自身でご入力をお願いいたします。

<注意事項>

※1 入力画面に表示されている「IMEI（製造番号）」には、端末の底面に記載されています、15桁の番号をご入力ください。

※2 入力画面に表示されている「返品理由」には、

- ・【初期契約解除】 端末返却
- ・【解約】 端末返却
- ・【故障】 端末返却
- ・付属品や特典が不足している
- ・注文した覚えがない
- ・その他 等

該当する項目を選択いただき、該当する項目がない場合は、「その他」を選択いただいた上で、「その他を選択された方はご入力ください」に返却理由をご入力ください。

<返却費用>

通常解約・故障などの場合：お客様負担

初期契約解除・初期不良の場合：当社負担

2. 初期契約解除制度を利用する場合、契約者は本サービスに関して①損害賠償又は契約解除手数料その他金銭等を請求されることはありません。②契約事務手数料は請求されます。当該請求に係る額は、交付された契約書面に記載した額となります。また、契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等（上記②で請求する料金等を除く。）を契約者に返還します。

3. オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除と同時に解除されます。同時に端末を購入の場合は、初期契約解除時には、購入した端末の返却が必要となります。詳細はサポートサイトをご確認ください。

4. 当社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより契約者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに会員契約を解除しなかった場合は、改めて会員契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日間を経過するまでの間、電話申告又は書面送付により会員契約を解除することができます。

5. 初期契約解除制度を利用する際は、付随して締結した端末売買契約を同時に解除するものとします。当該契約に基づき当社が引き渡した端末機器（端末/その他備品（外箱・操作ガイド）/ACアダプタ（端末：Speed Wi-Fi HOME 5G L13のみ）/Ethernetケーブル（端末：Speed Wi-Fi HOME 5G L13のみ）/SIMカード/個装箱。以下「対象機器」といいます。）を原状に復した上で、契約書面受領日から起算して8日以内（以下「返還期日」といいます。）に、当社が指定する場所へ返還していただきます。この場合、その返還に要する費用は、当社が負担するものとします。なお、返還に際して、お客様が対象機器以外の私物等を同梱した場合であって、当該私物等が当社に到着して90日間を経過したときは、お客様が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。

返還期日を経過してもなお対象機器の返還を当社が確認できていない場合は、当社は契約者に対し、下表に定める機器損害金を請求することができるものとします。この場合、契約者は、当社が指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに、当社指定の金融機関口座へ当該請求額を支払っていただきます。この場合、その振込みに要する費用は、契約者が負担するものとします。

機器	機器損害金（不課税）
端末	27,720 円
その他備品（外箱・操作ガイド）	500 円
AC アダプタ（端末：Speed Wi-Fi HOME 5G L13 のみ）	3,000 円
Ethernet ケーブル（端末：Speed Wi-Fi HOME 5G L13 のみ）	1,100 円
SIM カード	3,300 円
個装箱	770 円

6. 当社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより 契約者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに会員契約を解除しなかった場合、改めて会員契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日間を経過するまでの間、サポートサイトからの申請又は書面送付により会員契約を解除することができます。

7. 初期契約解除が成立した場合も、事務手数料 3,000 円（税抜）[税額 300 円・税率 10%]は契約者が負担するものとし、当社は返金しないものとします。

8. いかなる場合であっても申請・返送期限を過ぎた場合は初期契約解除制度の対象外となります。

9. 法人名義でのご契約は、初期契約解除制度の対象外です。

10. 書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間であっても、契約者からの申し出により、初期契約解除ではなく通常解約でも受け付けることは可能です。ただし、一度何れかの手段によって契約解除を申し受けた場合は、事後的な変更はできないものとします。お手続きのお間違えにご注意ください。

## 第3章 料金契約

### 第 18 条 料金契約の単位

当社は、1 の申込みごとに 1 の料金契約を締結します。

### 第 19 条 料金契約申込みの方法

1. 料金契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とその本サービスのサポートセンターに提出していただきます。ただし、Web エントリーにより利用契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。ただし当社の電話による料金契約確認を行った場合はその限りではありません。
2. 料金契約の申込みをする者は、その料金契約が属する会員契約（以下「所属会員契約」といいます。）を指定していただきます。この場合において、会員契約を締結していない者は、その料金契約の申込みと同時に会員契約の申込みを行っていただきます。

### 第 20 条 料金契約申込みの承諾

当社は、料金契約の申込みがあったときは、第 8 条（会員契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

### 第 21 条 本サービスの利用の一時中断

当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係る本サービスの利用の一時中断（その請求のあった本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

### 第 22 条 料金契約に基づく権利の譲渡の禁止

契約者が料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

### 第 23 条 契約者が行う料金契約の解除

契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことを予めその本サービスのサポートセンターもしくはサポートサイトに通知していただきます。

### 第 24 条 当社が行う料金契約の解除

1. 当社は、第 43 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第 43 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。
4. 当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、予め契約者にそのことを通知します。

### 第 25 条 料金契約の終了

1. 料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。
2. 前項の規定によるほか、都度料金契約は、最後に利用可能期間が満了した日（利用開始登録を行ったことがない都度料金契約にあっては、その都度料金契約の申込みを承諾した日とします。）の翌日から起算して 90 日間が経過したときは、その経過した日をもって終了するものとします。

## 第4章 オプション機能

### 第26条 オプション機能の申込

当社は、契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、契約者は、そのオプション機能を利用する1の料金契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。

### 第27条 本サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い

当社は、本サービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

### 第28条 都度料金契約に係るオプション機能の取扱い

契約者は、都度料金契約に係るオプション機能については、その利用可能期間内に限り利用することができます。ただし、この約款において特段の定めがある場合は、その定めによります。

## 第5章 無線機器の利用（端末機器・UIM（SIM）カードの販売・貸与等）

### 第29条 UIM（SIM）カードの貸与

1. 当社は、本サービスの提供に際して、契約者に対し、UIM（SIM）カードを貸与します。この場合において、貸与するUIM（SIM）カードの数は、1の料金契約につき1とします。
2. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するUIM（SIM）カードを変更することがあります。この場合は、予めそのことを契約者に通知します。

### 第30条 電話番号その他の情報の登録等

1. 当社は、UIM（SIM）カードを貸与する場合には、そのUIM（SIM）カードに電話番号その他の情報の登録等を行います。
2. 当社は、その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）の場合であって、その契約者回線に接続する端末設備が当社が別に定めるものでないときは、前項に基づき登録する電話番号は、電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号。）別表第3号に定める電気通信番号（以下「M2M等専用番号」といいます。）とします。

### 第31条 UIM（SIM）カードの情報消去及び破棄

契約者は、当社から貸与を受けているUIM（SIM）カードを利用しなくなった場合には、当社の指示に従ってそのUIMカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。ただし、契約者は、当社から特段の指示があったときは、当社が指定するサポートセンターへそのUIM（SIM）カードを返却していただきます。

返却方法に関しては、サポートセンターへお問い合わせください。

### 第32条 UIM（SIM）カードの管理責任

1. 契約者は、当社から貸与を受けているUIM（SIM）カードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
2. 契約者は、UIM（SIM）カードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
3. 当社は、契約者以外の者がUIM（SIM）カードを利用した場合であっても、そのUIM（SIM）カードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。
4. 当社は、UIM（SIM）カードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

### 第33条 UIM（SIM）カード暗証番号

1. 契約者は、当社が別に定める方法により、UIM（SIM）カードにUIM（SIM）カード暗証番号（そのUIM（SIM）カードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。）を登録することができます。この場合において、当社からそのUIM（SIM）カードの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。



2. 契約者は、UIM（SIM）カード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

## 第6章 無線機器の接続等

### 第34条 無線機器の接続

1. 契約者は、契約者回線に無線機器（当社及び提携事業者が付与された無線局の免許により運用することができるもの並びに契約者回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - (1)その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - (2)その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
3. 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
  - (1)事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
  - (2)事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
4. 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
5. 契約者が、その無線機器を変更した場合についても、前4項の規定に準じて取り扱います。
6. 契約者は、その契約者回線への無線機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社サポートセンターもしくはサポートサイトに通知していただきます。

### 第35条 無線機器に異常がある場合などの検査

当社は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信

1. サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
2. 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
3. 契約者は、第1項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

### 第36条 無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い

1. 契約者は、契約者回線に接続されている無線機器について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社又は提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
2. 当社は、前項の修理などが完了したときは、電波法の規定に基づく検査などを受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
3. 契約者は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

### 第37条 無線機器の電波法に基づく検査

前条に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

## 第7章 通信

### 第38条 インターネット接続サービスの利用

1. 契約者は、本サービスにより、インターネット接続サービス（本サービスに係る電気通信設備を経由してインターネットへの接

続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下「インターネット接続サービス」といいます。)を利用することができます。

2. 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、一切の責任を負わないものとします。

### 第 39 条 通信の条件

1. 日本国内通信のサービス提供可能区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2. 技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

本サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

3. 本サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

4. 契約者は、1の料金契約において、同時に2以上の無線機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

5. 契約者は、1の料金契約において、同時に2以上のWi-Fi機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

電波状況等により、サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、一切の責任を負わないものとします。

無線機器に使用されるIPアドレスには、プライベートIPアドレスとグローバルIPアドレスとがあり、当社がそのいずれかを動的に割り当てるものとします。

### 第 40 条 通信利用の制限等

当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、以下の措置を執ることがあります。

(1) 以下に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

機関名	気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給に直接関係がある機関 水道の供給に直接関係がある機関 ガスの供給に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記の基準に該当する新聞社等の機関 預貯金業務を行う金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 第 41 条 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

1. 前条の規定による場合のほか、当社は、以下の通信利用の制限を行うことがあります。

(1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。

(2) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

(3) 電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社の本サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

(4) 契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、本サービスを用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限すること。

(5) 事由の如何を問わず提携事業者から連絡があった場合は、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること又は、その通信を切断すること。

(6) 当社は、ネットワーク品質の維持及び公正な電波利用の観点から、違法ダウンロード等の不正利用又は著しくネットワークを占有するレベルの大容量通信をされた場合、該当の契約者回線に対し通信速度を概ね 384Kbps に制限することがあります。また、その契約者回線に係る通信の 1 料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含みます。また、他の契約者が同じ本機器を用いて当月内に行った通信の情報量を合算したものとします。）がプラスエリアモード利用時において 16,106,127,360 バイト（30 ギガバイト）（スタンダードモード利用時は総量速度規制データ量の対象外とします。）を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高 128kbit/s に制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。

通信速度の制限は、翌月 1 日に順次解除となります。制限後の速度は通信状況によって変化することがあります。なお違法ダウンロード等の不正利用の疑いがある場合、ご利用の停止を行うことがあります。

2. 当社は、前項の規定による場合のほか、当社が別に定める形式のデータについて、圧縮その他本サービスの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。

3. 当社は、前 2 項の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断して、電気通信設備に所定の登録を行った端末設備が契約者回線に接続された場合に、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

4. 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報を行います。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

5. 当社及び提携事業者は、契約者が本条第 3 項又は第 4 項に該当する場合は、契約者に事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部若しくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。

## 第 8 章 利用中止及び利用停止

### 第 42 条 利用中止

1. 当社は、以下の場合において、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社若しくは協定事業者の電気通信設備の保守及び工事上やむを得ないとき。

(2) 第 40 条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、予めそのことを契約者に当社所定の方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第 43 条 利用停止

1. 当社は、契約者が以下のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わないとき。（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できない場合を含みます。以下、この条において同じとします。）

(2) 会員契約の申込み時に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

(3) 第 65 条（契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

- (4) 契約者回線に自営端末設備等を当社の承認を得ずに接続したとき。
- (5) 第 11 条（契約者の氏名等の変更の届出）の定めに従ったとき、若しくは同条の規定により届け出た内容について虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
2. 当社は前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、原則としてそのことを会員に通知することはありません。

## 第9章 料金等

### 第 44 条 料金

当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、パケット通信料、契約解除手数料、ユニバーサルサービス料及び手続きに関する料金等とし、料金表に定めるところによります。

### 第 45 条 基本利用料の支払義務

1. 契約者は、契約開始日から起算して会員契約の解除があった日までの期間（契約開始日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日とします。）について、料金表に規定する基本利用料の支払いを要します。
2. 前項の期間において、利用の一時中断及び利用の停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料及び一時金（以下、総じて「利用料金」といいます。）に係るものの支払いは、以下によります。
  - (1) 第 21 条（本サービスの利用の一時中断）の規定により、本サービスの利用の一時中断があったときは、その期間中の利用料金の支払いを要します。
  - (2) 第 43 条（利用停止）の規定により本サービスの利用停止があったときは、その期間中の利用料金の支払を要します。
  - (3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、以下の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の支払いを要します。

区別	契約者の責めによらない理由によりその本サービスを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。
支払いを要しない料金	上記の事象を当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての基本利用料。

3. 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われている場合は、その料金を返還します。
4. 本条の規定にかかわらず、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### 第 45 条 パケット通信料の支払義務

契約者は、その通常料金契約（基本利用料に規定する定額プランの適用を受けているものに限り、）に係るパケット通信（その契約者以外の者が行ったものを含みます。以下同じとします。）について、基本利用料に規定するパケット通信料の支払いを要します。

### 第 46 条 契約解除手数料の支払義務

契約期間が定められているプランをお申し込みの契約者は、契約更新期間以外の日に契約の解除があった場合は、定期契約解除手数料に規定する料金の支払を要します。ただし、契約者の死亡による解除の場合は、死亡の事実が確認できるもの（葬儀の案内状や死亡診断書等）をご提示いただくことを条件に、契約解除手数料の支払いを要しないものとします。

### 第 47 条 ユニバーサルサービス料の支払義務

1. 契約者は、基本利用料に規定する料金の支払いを要します。

2. 当社は、通常料金契約ごとの月額にユニバーサルサービス料を含めてご請求します。

#### 第48条 通信リレーサービス料の支払義務

1. 契約者は、基本利用料に規定する料金の支払いを要します。
2. 当社は、通常料金契約ごとの月額に通信リレーサービス料を含めてご請求します。

#### 第49条 料金の計算方法

料金の計算方法及び支払方法は、料金表通則に規定するものとします。

#### 第50条 料金等の支払い

1. 契約者の料金契約に係る料金等の支払い方法はクレジットカード払いによるものとします。
2. 料金の支払が前項に定めるクレジットカードによる場合は、料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。
3. 契約者は、契約者の利用契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。
4. 領収書は支払方法によって異なります。下記領収証が正式な領収書となります。
  - (1)クレジットカードでお支払いの場合、カード会社発行のご利用代金明細書
  - (2)代金振込みの場合、お振込みの際の払込領収書
5. 当社及び債権回収会社は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。
6. 料金未納により当社口座へ直接ご入金される際、契約者の特定ができない場合は、契約者の特定ができた日付をご入金日とさせていただきます。

#### 第51条 債権の買い戻し

1. 当社は、前条の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、債権回収会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。
2. 前項の規定により債権を買い戻す場合には、当社及び及び債権回収会社は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

#### 第52条 料金等の請求

当社及び債権回収会社は、当社又は債権回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行は行いません。

#### 第53条 料金の一括後払い

当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### 第54条 手続きに関する料金の支払義務

この約款により支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。なお、本条により計算された支払いを要する額は、料金表に規定する税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した結果と異なる場合があります。

#### 第55条 督促手数料の支払義務

契約者は、当社又は債権回収会社が督促通知(料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいい、通知の方法を問わないものとします。以下同じとします。)を行った場合に、当該活動に係る督促手数料の支払いを要します。

#### 第56条 請求書発行手数料の支払義務

契約者は、当社又は債権回収会社が何らかの支払に関し請求書を発行した場合に、請求書発行手数料の支払いを要します。なお、

請求書の発行と併せて督促通知を行っている場合、督促手数料の支払も別途発生するものとします。

## 第 57 条 期限の利益喪失

1. 以下の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

(1) 契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

(2) 契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申し立てがあったとき。

(3) 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(4) 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申し立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

(5) 契約者の所在が不明であるとき。

(6) その他契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2. 契約者は、前項第 2 号から第 4 号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに本サービスのサポートセンターに通知していただきます。

3. 契約者は、本条第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当した場合は、当社はこの約款に基づく料金その他の債務の全てについて債権回収会社を通じて請求することがあること、並びに、契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が各債権回収会社に提供することを予め同意するものとします。

## 第 58 条 延滞利息

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 3%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

## 第 59 条 料金の再請求

1. 当社は、契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、料金の再請求をするものとします。

2. 前項の場合において、当社は、再請求業務を第三者に委託することがあります。その際に要した費用は契約者の負担とさせていただきます。

# 第 10 章 料金の減額

## 第 60 条 責任の制限

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合は、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の料金の減額請求に応じます。ただし、契約者が当該料金の減額の対象となる本サービスが復旧した時点から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、契約者はその権利を失うものとします。また、天災又は事変等その他の当社の責めによらない理由によりその本サービスが全く利用できない状態となる場合においては、この限りではありません。

2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る以下の料金の合計額に限りて料金の減額請求に応じます。

3. 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4. 当社は、当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前項の規定は適用しません。

## 第 61 条 免責

1. 当社は、通信設備の網羅状況等から利用地域における提供状況が通信回線それぞれ相対的に異なることを前提に、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた際に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。
2. 当社は、この約款等の変更により自営端末設備等の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担致しかねます。ただし、技術基準の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている自営端末設備等の改造等をしなければならなくなったときは、当社は、その変更に係る自営端末設備等の機能の改造等に要する費用に限り負担します。
3. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、一切責任を負わないものとします。

## 第11章 付随サービス

### 第 62 条 請求書の発行

1. 当社は、契約者の支払方法や支払状況によって書面により請求書を発行する場合があります。請求書は、通常料金契約に基づき契約者が支払いを要する額を記載したものに限りです。ただし、その契約者が通常料金契約を締結していない場合は、この限りではありません。
2. 契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、請求書の発行に伴い、第 56 条に基づく請求書発行手数料の支払いを要します。

### 第 63 条 利用明細書の発行

1. 契約者は、本サービスにおける利用料金を、サポートサイトより確認できます。
2. 当社では、書面による利用明細書の発行は行いません。

## 第12章 雑則

### 第 64 条 承諾の限界

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。ただし、この約款において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### 第 65 条 契約者の義務

契約者は、以下のことを遵守しなければなりません。

- (1) 端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営端末設備等（移動無線装置に限ります。）を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末設備若しくは自営端末設備等の接続若しくは保守のため必要がある場合は、この限りではありません。
- (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 端末設備若しくは自営端末設備等又は無線機器に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
- (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。なお、別記に規定する禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
- (5) 当社は、本サービスに係る電気通信設備及び回線等を通過する情報の内容については管理することができません。また、当社は、上記情報についていかなる保証もしません。
- (6) 契約者は、ネットワークを通じて取得した情報の利用について自ら責任を負うものとします。

- (7) 契約者は、本サービスを、契約者以外の者に再販売若しくは提供することはできません。
- (8) 無線機器に登録されている電話番号、その他の情報を変更又は消去しないこと。
- (9) 位置情報を取得することができる端末機器を利用者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する行為、又はそのおそれがある行為は行わないこと。
- (10) 当社は、本サービスを通じて提供した無線機器登録による通信は、すべて当該契約者が利用したものであるとみなします。
- (11) 契約者は、提供事業者及び各通信キャリアの利用規則の通信に関する約款、規則及び利用条件に従うものとします。
- (12) 契約者が本サービスを利用するために必要となる設備（精密機器端末）については、契約者が自己の費用と責任において維持するものとします。

#### **第 66 条 是正措置**

当社は、契約者が以下のいずれかに該当すると認めた場合は、契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができるものとします。

- (1) 第 65 条（契約者の義務）に定めるいずれかの行為に該当するおそれのある行為。
- (2) 消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認又は混同を惹起するおそれのある行為。

#### **第 67 条 不可抗力**

- 1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、会員契約の全部若しくは一部の履行の遅延又は不能を生じた場合には、当社はその責を負いません。
- 2. 前項の場合に、当該会員契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

#### **第 68 条 通信の秘密の保護**

当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第 4 条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用又は保存します。

#### **第 69 条 個人情報等の取扱い**

- 1. 本サービスの提供に当たり取得した個人情報の取扱いに関する方針は、当社が公開する「プライバシーポリシー」において定めます。
- 2. 契約者の個人情報は司法機関等公的機関の要請がある場合には開示されることがあります。また、契約者の利用状況は個人の特定ができないような統計的情報として加工すること、又は契約者本人の同意を得ることを条件に、当社及び提携事業者の用に供し又は第三者に提供することがあります。
- 3. 契約者は、本サービスの運用のため、契約者の個人情報が当社と提携事業者との間でやりとりされることに同意するものとします。
- 4. 契約者は本サービスの適切な運用のため、提携事業者及び運送会社等委託先会社との間で、契約者の個人情報及び ID 情報の授受を行うことを了承します。

#### **第 70 条 法令に規定する事項**

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### **第 71 条 分離条項**

この約款のいずれかの規定が法律に違反していると判断され、無効又は執行できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効に存続しかつ執行可能とします。

#### **第 72 条 合意管轄**

この約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第 73 条 閲覧**

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。



## 第74条 準拠法

この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本法によるものとします。

# 第13章 初期不良・故障について

## 第75条 初期不良

1. 機器について初期不良の可能性がある場合、**契約開始日より7日以内**に当社サポートセンターまで早急にご連絡下さい。当社で初期不良が確認できた機器につきましては、良品と交換させていただきます。
2. **契約開始日より7日以内**に当社サポートセンターまでご連絡いただかない場合は、初期不良を前提とした機器の交換対応はできず、通常の故障機器と同様、修理対応となる場合がございます。
3. 初期不良による機器の交換となった場合、所定の窓口まで機器を発送いただきます。発送いただく際の送料は着払いとなります。また、ご契約者様によるカバーの開封や分解、損壊等が確認できた場合、交換対応ができない場合がございます。カバーの開封等を行わずにご発送ください。
4. 初期不良により機器が交換となった場合であっても、本サービスの利用ができない期間につき、ご利用料金の返還または減免は致しかねます。
5. 機器をご返送いただく際は、[ヤマト運輸デジタル返品・発送サービス](#)をご利用ください。ご返送いただく際の送料は、着払いとなります。
6. 機器のご送付は、**契約開始日より8日以内必着**となります。8日以内に当社が機器の到着を確認できない場合、初期不良を前提とした機器の対応方法はできない場合があります。（通常故障機器と同様、修理対応となります。）

## 第76条 機器の故障について

1. 故障につきましては、当社にて修理を受付けておりますので、サポートサイトから故障状況をご申告下さい。
2. 修理申請を受け付けた後、**10日以内に当社窓口まで機器を発送**いただきます。発送いただく際は、[ヤマト運輸デジタル返品・発送サービス](#)をご利用ください。送料はお客様ご負担となっております。なお、ご契約者様からご申告いただいた故障状況が確認できない場合は修理の受け付けは致しかねますので、あらかじめご了承下さい。
3. ご契約者様の故意または過失による故障の場合は、有償での修理となり、修理費相当額の実費が発生致します。また、水濡れ、劣化、紛失、盗難に関しては補償対象外となります。また、ご契約者様によるカバーの開封や分解、損壊等が確認できた場合、補償対象外となります。
4. 機器が修理または交換となった場合であっても、本サービスのご利用ができない期間につきまして、ご利用料金の返還または減免は致しかねます。
5. 補償期間終了後に申告された機器の修理については有償となります。
6. 機器について他社製品の充電器をご利用された場合、その使用において発生した事故や故障については、当社では責任を負いかねます。（当社が支給する機器の使用に当たっては、当社が販売している充電器のご利用を推奨しております。）

### 【お問い合わせ先】

■ヒカル WiFi 提供会社：株式会社 ARCATH LINK

■届出番号（電気通信事業者）：A-04-20549

■適格請求書発行事業者番号：T2-0104-0117-2856

■株式会社 ARCATH LINK サポートセンター

TEL：0120-941-632

受付時間：11:00～18:00（月～土）※年末年始除く

※カスタマーサポートのご加入者のみご利用いただけます。

※未加入のお客様からのお問い合わせは、1回ご利用あたり1,000円（税抜）[税額100円・税率10%]が発生致します。

■サポートサイト：<https://support.hikaru-wifi.jp>

## 別記

本サービスの種類については、以下のとおりとします。その詳細は当社より契約者に別途交付する各契約プランごとの書面（重要事項説明）又は当社が指定するホームページに掲載するものとします。

### ■契約者の地位の承継

相続により契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてサポートセンターに届け出ていただきます。

### ■インターネット接続機能等の利用における禁止行為

- ① 他人（甲を含みます。以下同様とします。）の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- ② 他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為
- ③ 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- ④ 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- ⑤ わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- ⑥ 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- ⑦ 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
- ⑧ 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- ⑨ 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- ⑩ 自己のID情報を他人と共有し又は他者が共有しうる状態に置く行為
- ⑪ 他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の利用者のID情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます。）
- ⑫ コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータープログラムを送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- ⑬ 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容又は態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
- ⑭ 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメール等を送信する行為
- ⑮ 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為
- ⑯ 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- ⑰ 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- ⑱ 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- ⑲ 人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
- ⑳ 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- ㉑ その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- ㉒ 他人の施設、設備若しくは機器に権限なくアクセスする行為
- ㉓ 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、又はそれらの運営を妨げる行為
- ㉔ その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- ㉕ その他、法令若しくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為
- ㉖ 前各号に該当するおそれがあると甲が判断する行為

## 料金表

### ■通則

1. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本利用料等、データ通信料及びユニバーサルサービス料は、料金月（そのデータ通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合については、そのデータ通信を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
3. 当社は、そのデータ通信を開始した日と終了した日とが異なる場合のそのデータ通信に関する料金については、その終了した日においてそのデータ通信を行った契約者回線が適用を受けている基本利用料の料金種別等の規定に従って計算します。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りではありません。
4. 当社は、データ通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

### ■端数処理

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

### ■受取拒否・受取放置

当社は、契約者が当社のWebサイトから注文した商品に対し正当な理由なく受け取り拒否を行い、又は受取放置を行った場合は、その結果当社に生じた往復送料、代金引換手数料、事務手数料を請求する場合があります。

### ■料金等の請求

本サービスに係る料金その他の債務の請求については、以下となります。

#### 1. お支払い方法について

- (1) お支払方法は、クレジットカードとなります。なお、法人名義のご契約者様は新規契約時のみ請求書払いでのお支払い方法も選択いただけます。
- (2) クレジットカードによるお支払いができなかった場合は、払込用紙より、別途指定のコンビニエンスストアでお支払いいただくことがございます。支払手数料についてはご契約者様負担となります。
- (3) ご契約の料金プランにより、選択できないお支払方法がございます。

#### 2. 料金のご請求について

- (1) 本サービスの料金は、毎月1日から月末までのご利用分を、当該月にご請求させていただきます。
- (2) 当社指定の支払い期日までにお支払いが確認できない場合は、1督促通知ごと300円（税抜）[税額30円・税率10%]の督促手数料や年3%の延滞利息を請求させていただくほか、利用停止させていただくことがございます。また、利用停止期間中のサービス利用料等の料金につきましては、請求させていただきます。
- (3) ご契約中又は過去にご契約したことがある当社が提供する電気通信サービス(本サービス以外も含まれます。)のうち、いずれかについて料金等をお支払いいただけない場合は、全てのご契約について利用停止又は契約解除させていただくことがございます。

#### 3. 請求書・領収書等について

法人名義でのご契約者様以外での紙面による請求書・領収書の発行は致しかねます。ただし、ご契約者様と長期に渡り連絡が取れない場合等、当社の判断にて請求書を発行することがございます。

※なお、初回の引落しに関しては契約開始日から月末までの日割り計算分と事務手数料、端末アクセサリ（充電器等）の合算請求になりますのでご了承ください。

#### 4. 契約解除月の月額料金について

契約解除月の月額料金については、日割計算は行わず、満額のご請求となります。

## 基本利用料

### ■適用

基本利用料等の適用については、第 39 条（基本利用料の支払義務）の規定によるほか、以下のとおりとします。

### ■料金表

#### 1. 基本利用料

項目	税抜価格	税額	消費税率
事務手数料	3,000 円（税込 3,300 円）	300 円	10%
契約解除手数料	0 円	-	-
ユニバーサルサービス料※	税抜 2 円	0 円	10%
電話リレーサービス料※	税抜 1 円	0 円	10%

※ 1 契約ごとに月額請求となります。

①契約開始月の月額利用料及び割引の金額は日割り請求となります。

②契約者（当社が別に定める移動無線装置を利用する契約者）は、予め上表の料金種別を選択していただきます。

③契約者は、契約の解除又は料金種別の変更があった場合、契約期間があるプランに関しては、契約解除手数料を支払っていただきます。

④適用の割引はお申込みの時期により、異なる場合がございます。詳しくは送付している「【ヒカル WiFi】ご契約・登録内容のご案内」を必ずご確認ください。

⑤割引はすべて回線基本料金の税抜き額への適用となります。

#### 2. 料金プラン

プラン名	金額	税額	消費税率
無制限プラン	4,391 円（税込 4,830 円）	439 円	10%

#### 3. オプション

オプション名	金額	税額	消費税率	
各端末保証	安心サポート	300 円（税込 330 円）	30 円	10%
	安心サポートプラス	500 円（税込 550 円）	50 円	10%
	安心サポートワイド	700 円（税込 770 円）	70 円	10%
つながる機器保証	600 円（税込 660 円）	60 円	10%	
カスタマーサポート	300 円（税込 330 円）	30 円	10%	

※安心サポートワイドにおける端末の盗難・紛失の場合は、別途 5,000 円（税抜）[税額 500 円・税率 10%]での有償対応となります。

※1 度補償を利用してから 1 年以内に再度補償を受けたい場合は、10,000 円（税抜）[税額 1,000 円・税率 10%]にて交換対応となります。

#### 4. 端末代金

端末種類	端末代金	税額	消費税率
Speed Wi-Fi 5G X12 (モバイル WiFi)	一括払い：25,200 円（税込 27,720 円）	2,520 円	10%
	分割払い（36 回）：700 円（税込 770 円）/月	70 円	10%
Speed Wi-Fi HOME 5G L13 (ホームルーター)	一括払い：25,200 円（税込 27,720 円）	2,520 円	10%
	分割払い（36 回）：700 円（税込 770 円）/月	70 円	10%

※端末の受取後、故障等で交換対応を要する状態を除く機器の交換や、端末色の変更等の対応は承りかねますので、予めご了承ください。

ださい。

※「端末割引」に関して

本契約期間中は毎月端末割引が 700 円（税抜）[税額 70 円・税率 10%]適用されます（最長 36 ヶ月）。

また注意事項といたしまして、途中解約の場合、端末残債（端末代金の未払分）が発生いたします。

解約時点で端末割引は終了となり、残債金を請求させていただきますのでご了承ください。

5. 督促活動に係る手数料

項目	金額	税額	消費税率
督促手数料	300 円（税込 330 円）	30 円	10%

6. 請求書発行にかかる手数料

項目	金額	税額	消費税率
請求書発行手数料	300 円（税込 330 円）	30 円	10%